

## 配偶者控除の不公正・死重損失・逆累進性 森 英子 (鈴峰女短大)

目的 世帯主の課税所得金額算出過程の所得控除項目の中で、配偶者の就業インセンチブに影響し、103万円ラインの造語すら生み出している配偶者・特別配偶者控除の実態を分析した。

方法 税務署作成の所得税申告書の記載例・確定申告の手引きを土台に、配偶者・特別配偶者控除の不公正（独身世帯と比較）・死重損失（労働力供給の歪み・同効用の下で一括税に比して税収が少ない）・逆累進性（租税債務の減少が、低所得者世帯の方が高所得者世帯より少ない）について検討した。

結果 収入103万円以下 配偶者控除＝独身者基礎控除だが、特別配偶者控除あり・社会保険料支払い不要・世帯主勤務先から扶養手当あり、独身世帯に比較して非常に有利配偶者の就業促進的である。

収入103－141万円間は扶養手当無し・配偶者控除は基礎控除に移転し、独身者と同様所得税が課されるが、社会保険料支払い不要と、特別配偶者控除（38－0万円）×（世帯主の所得税率）だけ独身世帯に比較して有利である。収入103万円以下に比して扶養手当が無くなり、特別配偶者控除は収入141万円で0になる。配偶者就業の世帯としてのインセンチブはかなり弱くなる。

収入141万円以上は世帯主と別に社会保険料支払必要で独身世帯に比して利点は無い。

配偶者の稼ぐ最初の千円の限界税率は世帯主より高いので代替効果は大で、労働供給弾力性大で、死重損失は世帯主よりも大きい。逆累進性は、所得控除に共通であり、所得税率が高い高所得者ほど税額軽減が大きい。故に所得控除よりも税額控除が望ましい。